

ただ、今回の3施設の指定管理者については全面ですから、これはやっぱりやっていくしかないというふうに判断したんだと思いますが、指定管理者制度そのものをどうするかというところの検討を私は行っていただきたいと思うんですね。既定方針で、こういうふうに何年にはどうするかという方針があるかだと思います。あるかと思いますが、政権ももうかわっています。かつての政権じゃないです。ただ、地方自治法は改定になってますから、それでも運営してるところがたくさんあるわけで、この法律はずっと生きてきます。けども、運用面でやっていく方法というのは幾つでも私はあると思うんですね。多様な選択肢があるというふうに考えていますので、もう一度、今後入っていく場合のことについての考え方についてお聞かせを願いたいと思います。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

私も、蒲生吉夫議員と同じように、指定管理者制度については、大都市圏と私ども地方の小都市とではやはりいろんな条件が違って、一律に考えるということは、さまざまな支障が生じる可能性があるというふうに思っております。いわゆる「官から民へ」というスローガン、これは確かに私ども小さい自治体でもできる部分もちろんありますけれども、それですべて民間にお任せするという事は、市民サービスの維持向上あるいは受けた指定管理者の労働者の条件とか、そういったことなども考えますと、これはある程度吟味しながら慎重に進めなければいけないというふうに思っております。

自立計画、集中改革プランの中でも、例えば文化会館あるいは学習プラザ、これも具体的に何年というふうに決まっておりますけども、なかなか条件が整わないだろうという部分についてはいろいろご批判もあるようですが、やはり少し状況を見て慎重にすべき指定管理者もある

なというふうに考えておりますので、蒲生吉夫議員がおっしゃいますようなことに今後も留意しながら、なおかつ指定管理者にして本当に市民から喜ばれるような、そういうところに基本的には原則まず優先度を考えながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○町田義昭議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し、採決いたします。

ただいま説明がありました議案第15号の撤回について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号の撤回について、承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第13号 辺地に係る総合整備計画について外28件

+

○町田義昭議長 次に、日程第2、議案第13号 辺地に係る総合整備計画についてから日程第30、議案第38号 平成22年度長井市一般会計補正予算第1号までの29件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会審査報告

○町田義昭議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信総務・文教常任委員長。

(大道寺 信総務・文教常任委員長登壇)

○大道寺 信総務・文教常任委員長 平成22年第1回市議会定例会において総務・文教常任委員

会に付託になりました議案10件、請願1件について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第13号 辺地に係る総合整備計画についてご説明申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、提案されたものであります。

審査に際し、企画調整課長から山の神テレビ共同受信施設組合の地上アナログテレビ放送の受信状況を改善するための共聴施設をデジタル化する改修費用に、市の財源として有利な制度を用いるため計画を作成したものであり、県の同意を得ているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、辺地ではないところの共聴施設改修はどうなるのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、上伊佐沢テレビ共同利用組合、日の出町アンテナ組合があるが、同じような国庫補助制度を活用し、国と地元負担の残りを市が補助するとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 長井市地区長設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、協働のまちづくりの推進及び行政と市民とのさらなる連携を図るため提案されたものであります。

審査に際し、総務課長から、地区長手当、隣組長手当については、財政の健全化を図る取り組みの一環として平成20年度から削減してきたが、地区長等の職務は多岐にわたり、行政との連携を深め、協働のまちづくりを推進していく

上で重要な役割を担う存在であること、現在の財政状況はかつての最悪の状態からは脱したものと判断されることから、削減前の平成19年度の支給額にするものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、地区長会等で説明をしたと思うが、地区長、市民からはどのような反応があったかとの質疑がなされ、総務課長からは、地区長連合会、中央地区長会で説明したが、隣組長手当についてはもっと充実すべきであるという意見、現行でもいいのではないかという意見さまざまあった。地区長手当の復元については、削減する際は財政問題のお願いであり、現在の財政状況が完全に再建なると断定できるかについては意見のあるところであるが、最悪の状態からは脱しているということは理解いただいたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、削減期間中に当たった地区長、隣組長に対しどのような謝意を示すのかとの質疑がなされ、総務課長からは、市長、副市長には地区長会等で削減期間の2年間に当たった地区長、隣組長に大変申しわけなかったところを十二分に話をしてくださいと申し上げた。謝意を示すということでの特別な予算措置はしていないが、地区長連合会の理事からはやむを得ないのではないかと意見もいただいているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、施政方針にはもとに戻す旨の言葉もなく、今までの反省や協力していただいた方への感謝というものが載せられていない状況では、この条例は非常に冷たい条例と言わざるを得ず、これまで長井市の財政危機に対して協力してきた地区長始め隣組長、市民の皆さんの心情を考えると、財政は本当によくなったのかと感嘆していらっしゃるのではないかと感じる。財政は最悪の状態は脱したといえども、まだまだ全国的に見れば悪い方の自治体

であることに変わりはなく、もう少しの間協力していただけないかというのがことしに当たるのではないかと考えられ、もう少しの財政への協力をお願いすべきだという観点から、本案には反対であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、この2年間の削減期間になっていただいた地区長には、心の中ではいろいろ複雑なものがあると思う。しょうがなかったと言われる地区長もおられるが、またもとに戻ったとなれば心中穏やかでないという部分もあるのではないかとと思われるが、総務課長からはいろいろな会合で謝意を示すという答弁を信頼し、これからも一層市長始め当局が誠意を持って謝意を示していただくことで、本案に賛成であるとの意見が出されたところでございます。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市営バスの運行路線を追加し、使用料免除範囲を拡大する等のため提案されたものであります。

審査に際し、企画調整課長から、市営バス致芳・平野・公立置賜総合病院線の運行状況と利用者の減少傾向を踏まえて、現在の運行計画を検証し、新しい運行計画を実験、実証するために改正するもので、4月17日から6月27日までの長井の花のシーズンに、まちなか観光のために長井駅前停留所を起終点としたまちなかを循環するバスを走らせ、6月からは致芳・平野・公立置賜総合病院線を白兔西集会所から公立置賜総合病院までの致芳ルート、置賜生涯学習プラザから公立置賜総合病院までの平野ルートに分け、料金については運行時間を短縮し、上限を600円に抑えるとともに、料金体系をわかりやすくするために、致芳及び平野地区から中

央・豊田地区と4つのゾーンに分けて、1つのゾーンの中であれば200円、隣に行けば400円、その隣に行けば600円と考えている。また、料金免除の対象として75歳以上の者を追加し、75歳以上の市民の料金を免除する実証実験を行うとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、西根地区交通確保対策協議会にはどのような説明をしたのか。ルート変更となる実験運行は、西根バスも関係があるから最初から参加したかったという意見があるが、どう考えているかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、当初致芳・平野線を対象として考えたこともあり、問いかけがおくれた。これまでの経過や実証実験運行について説明をし、役員からは、西根バスについても75歳以上の無料について公平感があるようにとか、料金は、利用しやすくするために600円を上限とし、100円単位で考えていくという話があり、6月に向けて見直していただくことにしたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、すぐに中央地区に入るようなところでは、致芳線、平野線は200円単位の料金方式では400円になる。一方、西根バスはその方式は乱暴な考えでまずいから100円単位でなだらかにするというのでは、市営バスの運行そのものがおかしくならないかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、西根地区交通確保対策協議会については、その成り立ちから地区みずから廃止された路線の確保ということで結成され、市では全面的に委託し、非常に自主的な運営をされている。致芳・平野線については、その経過もあり、非常に利用が少なく、これを実証運行したい。わかりやすい料金体系ということでゾーン制を考えたが、西根バスも参考にしながら、不公平感のないような料金体系を検討したいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、75歳以上の使用料免除と

+

あるが、利用はどの程度あるのか。無料にすると運賃収入が減ることになるが、福祉目的だからいいと考えているのか、または実験だからまずやってみるということなのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、利用者の多くが75歳以上であり、西根地区交通確保対策協議会では7割以上でないかとの話があった。市営バスの目的は交通空白地域の解消であり、高齢者福祉的な目的ではないので、75歳以上の無料はこの期間だけの実験にとどめたい。当初は致芳・平野線についてだけ実験の4カ月間無料と考えたが、西根バスの兼ね合いもあり、大幅な歳入欠損が見込まれることから、例えば月の第1週の水、木、金を75歳以上無料の日と設定して、利用状況の変化を見たいとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、75歳以上を無料として4カ月で戻すとはならない。もう少し今回の市営バスの条例改正案はいろんな人のところで整合性を図っていかないと難しいという感じがする。もう少し期間を置いて考え方を整理してから再提案するという考えはないかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、条例については今定例会で審査いただき、可決していただきたい。料金等については、規則等できる範囲の中で整合性のあるように運用したいとの答弁を受けたところでもあります。

質疑終了後、5名の委員連名で修正案が提出され、市営バス利用者の負担軽減については、料金の上限800円を600円とする内容のものであり、これ以上の軽減を年齢条件をもって拡大する財政状態にはなく、利用者のほとんどが75歳以上では料金収入が大幅に減ずるため、市の財政負担が増大すること。現に利用者の声として75歳以上の無料化を求める内容の要望はほとんどないこと。本提案は平成22年度中における実証運行にかかわる改正であり、75歳以上無料化については、実証運行期間中に利用状況等をか

んがみて検討するべきであることから、第7条第2号の改正案から75歳以上の者を削除するものであるとの説明を受けたところでもあります。

採決の結果、本案は、全員一致で修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会で可決しました修正案につきましては、お手元に配付させていただいております。

次に、議案第18号 長井市議会議員及び長井市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、公職選挙法に基づき市長選挙における候補者の選挙運動用ビラの作成費用に係る公費負担の規定を設けるため提案されたものです。

審査に際し、総務課長から、公職選挙法が改正され、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充するために、市長選挙において選挙運動用ビラの頒布が認められ、条例で定めるところにより、その作成費用を公費で負担することができることとなった。候補者の資金力によって選挙運動に差がつかないようにするもので、1枚7円30銭を上限として1万6,000枚まで公費で支払うことができるようにするものであるとの説明を受けたところでもあります。

質疑に入り、委員からは、上限とされている単価や枚数に客観的理由はあるのか。水増し請求で議員が辞職する事件があったが、地域の相場を調べ、防止する手だてが必要ではないか。また、市長選挙に限らず市議会議員選挙も、公費負担されているものについてしっかり管理することが必要ではないかとの質疑がなされ、総務課長からは、公職選挙法で定められた単価、枚数をそのまま規定した。選挙の執行については法の規定あるいは定められた内容に沿って厳正に対応していかなければならず、いささかの疑

念もないように対応したいとの答弁を受けたところでもあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本議案4件は、いずれも平成20年人事院勧告に準拠し、国、県及び近隣市町の勤務時間が改正されたこと及び労働基準法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

なお、本議案4件につきましては、関連があることから一括して審査を行ったところでもあります。

審査に際し、総務課長から、市職員の1日の勤務時間を15分短縮して7時間45分とし休息時間を廃止するものであり、行政サービスの維持を図る、もしくは市民へのサービス低下を避けるため休憩時間の延長で対応し、職員の出勤時間は現状と変わらない。また、長時間の時間外労働を抑制するための労働基準法改正に伴い、月60時間を超える時間外勤務の手当支給割合の引き上げと、これにかわる時間外勤務手当の引き上げ分の支給にかえて、勤務することを要しない日または時間を指定できるようにする時間外勤務代休時間制度を新設するものであるとの説明を受けたところでもあります。

質疑に入り、委員からは、職員の時間外勤務の管理と休暇等の管理が大変になるが、どのような検討をしたか。だれがその状況を把握し、管理をするのか。責任を持つのはだれかとの質

疑がなされ、総務課長からは、職員団体と十分に協議をし、進めていかなければならないと考えている。最終的には課長が課内の職員の時間外を含めた勤務一般の掌握、管理をしなければならぬ。2月末の課長会で、3月定例会に上程している議案の中で今後の時間外の取り扱い、管理について大変重要な部分があるということをお話ししており、説明会などを開催し、管理職、全職員に周知するため、今準備を進めているとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、時間外勤務や年次有給休暇の累計が、本人も管理する方も一目瞭然にわかるよう一覧表にするなどシステムを検討し、導入する考えはないかとの質疑がなされ、総務課長からは、一覧でわかる形はとても大事なことで、取り入れられるところは取り入れていきたいとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、分単位で累計できるシステムをあわせて研究できないかとの質疑がなされ、総務課長からは、年次有給休暇は、規則上日単位と時間単位で、分単位の取り扱いは基本的にはないとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、長井市は、1分でも賃金カットすることができる特別な条例を持っている自治体である。1分でもカットするところが合わないのであれば修正すべきだし、生かすとするならば、当然にして休暇にも生かすということではなければ整合性が取れないのではないかとの質疑がなされ、総務課長からは、1分条例のところは考えていなかった。分単位のところはこれまでも半日休むといったような取り扱いの際には、さまざまな形で対応してきている。県内自治体においてもこれまでの取り扱い、職員団体との協議の結果もあり、工夫をしながら個別に解決を図っているのが実態であるとの答弁を受けたところでもあります。

さらに、委員からは、個別に対応するとか、運用で何とかするというのは後で問題が出るの

+

で、早期に職員団体との合意、理解の形成が必要だ。また、時間外勤務がどんどんふえていると聞いている。今回の60時間を超える時間外支給割合の引き上げは大変だからという部分もあるが、できるだけ時間外をしないようにということも配慮としてあるわけだが、基本的に解決するためには何が必要と考えているかとの質疑がなされ、総務課長からは、時間外の増嵩については大変憂慮すべき事態になっていると認識している。一人の肩にのしかかって、抱え込んでしまうというケースが考えられ、職員の安全配慮を図る上でも当局が責任を持って解決していかなければならない課題であり、組織として、係として、大きくは課内として対応できる、あるいは課を超えた応援体制もしけるような対応を十二分に心がけていかなければならないとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第19号、第20号、第21号、第22号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、定額給付金事業の完了に伴い、定額給付金給付事業特別会計を廃止するため提案されたものであります。

審査に際し、企画調整課長から、昨年度政府の方針により定額給付金事業が始まり、市では平成21年3月24日から給付を開始し、9月18日までの6カ月間の事業期間であったとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、定額給付金給付事業にかかった事務費は幾らで、雇用した職員は何人かとの質疑がなされ、企画調整課長からは、事務費は1,383万908円で、雇用した臨時職員は3月から4月にかけて4人、5月から10月にかけて1人を雇用しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第23号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市伊佐沢地区公民館について、現在の施設の廃止及び解体に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、文化生涯学習課長から、施設の解体と跡地整備に係る予算については3月補正予算に計上しており、繰越明許費として執行し、駐車場にする予定であるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、跡地の利用については、できるだけ広く伊佐沢小学校のグラウンドあるいは附帯する部分として使えないとかの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、設計も発注もこれからであり、限られた予算の範囲内ではあるが、できるだけ土地が有効活用できる方策を考えていきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第24号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める請願について申し上げます。

本請願は、連合山形置賜地域協議会議長、金子 浩氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

ノーモア・広島、ノーモア・長崎、ノーモア・被爆者。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの訴えであるが、核兵器の脅威から今なお人類は解放されておらず、核軍縮はもとより、核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。

このような状況下、国及び政府は、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約再検討会議

に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるよう核軍縮・核不拡散外交に強力に取り組むことを求める意見書を国及び政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第2、議案第13号 辺地に係る総合整備計画についてから日程第12、請願第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める請願までの11件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第2、議案第13号 辺地に係る総合整備計画についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、議案第13号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第16号 長井市地区長設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○町田義昭議長 起立多数であります。よって、議案第16号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第17号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、修正可決でありますので、委員会の修正案について採決いたします。

議案第17号について、委員会の修正案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、議案第17号は、委員会の修正案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第18号 長井市議会議員及び長井市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長の報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第19号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第20号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

の制定についての1件について、総務・文教委員長長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は、総務・文教委員長長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第21号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は、総務・文教委員長長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第22号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は、総務・文教委員長長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第23号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は、総務・文教委員長長報告のとおり

決定いたしました。

次に、日程第11、議案第24号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は、総務・文教委員長長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、請願第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める請願の1件について、総務・文教委員長長の報告は、採択であります。

総務・文教委員長長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は、総務・文教委員長長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成22年第1回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第25号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定につ